

米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項

(目次)

	頁
<u>．規制改革及び競争政策に関する分野横断的な問題</u>	3
1．貿易・投資関連措置	3
2．制裁法	8
3．流通	10
4．競争政策	12
5．法律サービス及びその他法律関連事項	12
6．領事事項	14
7．建設紛争におけるクレーム解決の円滑化	15
<u>．電気通信</u>	15
<u>．情報技術（IT）</u>	17
<u>．エネルギー</u>	17
<u>．医療機器・医薬品</u>	19

米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項

平成14年10月23日

97年以降4年間にわたり行われてきた「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」、及び、2001年6月30日の日米首脳会談において小泉総理とブッシュ大統領により設立された「成長に関する日米経済パートナーシップ」の下での「規制改革及び競争政策イニシアティブ」(「改革イニシアティブ」)の1年目の対話は、両国の規制・制度面での問題を明らかにし、不要な規制の減少、競争の強化、及び市場アクセスの改善を図る上で成果をあげた。

しかしながら、米国の規制・制度の中には、依然として、(1)米国特有であり、国際基準に調和していないもの、(2)自由貿易の理念に反するもの、(3)公正な競争を阻害するものが見られるのも、また事実である。これらの中には、米国で事業活動を行う日本企業に不合理な負担を課すものとして、無視できない懸念材料となっているものも多く含まれている。米国が用いる様々な一方的措置はその典型例であるが、これらは、WTOルールとの整合性の観点からも問題を孕んでいる。

このような現状認識の下、日本国政府は、改革イニシアティブの下での2年目の対話を開始するにあたり、米国政府に対し、規制改革及び競争政策に関する要望書を提出する。日本国政府としては、本要望書を十分反映させる形で、米国政府の政策の改善や更なる規制改革及び競争政策の推進を求めていく方針である。

日本国政府として、この改革イニシアティブの下での米国政府との率直かつ建設的な対話が、日米経済関係の更なる強化及び深化に大きく資することを強く望む。日米両国は、経済成長の推進、経済調和の促進、及び開かれた多国間貿易システムの強化のための指導的な役割を担っていることを十分に認識し、グローバル化時代における対話と協力のモデルを自ら示していかなばならない。そして、かかる対話を可能とするために、米国政府が、双方通行の対話の原則に基づき、本要望書に掲げられた各要望事項につき真剣に検討し、具体的な成果を上げるべく積極的にコミットすることを期待する。

・規制改革及び競争政策に関する分野横断的な問題

1. 貿易・投資関連措置

(1) アンチダンピング措置及びセーフガード措置

(a) アンチダンピング措置はWTO協定に整合的な運用がなされている限りは貿易救済措置として正当であると考えられているが、一たびダンピング認定等に恣意的な判断がなされた場合、貿易や競争を不当に制限する可能性がある。さらにアンチダンピング調査の開始そのものが企業の輸出意欲を阻害するおそれがある。こうした観点から、日本国政府は、米国政府がアンチダンピング制度を保護主義的な目的で濫用することなく慎重に運用することを要望する。

(b) また、米国によってアンチダンピング税が賦課されてから相当な期間を経過している品目も多数あり、米国政府がアンチダンピング税賦課継続の必要性について厳密に審査し判断するよう要望する。

(c) 米国は世界有数のアンチダンピング措置使用国である。米国のアンチダンピング措置の中にはダンピング認定等に恣意的な判断が見られるなど、現在我が国を含む多くの国からWTOルールとの非整合性が既に指摘されている。実際に米国1916年アンチダンピング法や日本製熱延鋼板へのアンチダンピング措置など、WTO紛争解決機関においてWTO協定違反であると認定された例も存在している。特に米国1916年アンチダンピング法は、実際に我が国企業に訴訟関連費用等、多額の実損害を既に与えており、日本国政府は米国政府に対して、WTO協定違反として認定された措置を早急にWTO協定と整合的なものとする措置を採ることを要望する。

(d) また、日本国政府は、米国のアンチダンピング調査当局がダンピングマージンの計算方法や損害認定など、WTO協定との非整合性が既に確定した計算方法、損害認定方法を今後のアンチダンピング調査において適用しないことを求める。

(e) 徴収したアンチダンピング税及び相殺関税によって得た収入をアンチダンピング提訴者である国内生産者等に配分するバード修正条項については、同条項のWTO協定違反を認定したパネル報告書が配布されたところ、我が国としては、速やかに同修正条項が廃止されるよう議会に働きかけることを引き続き要望する。

(f) 最後に、日本国政府は、米国政府がアンチダンピング措置同様、セーフガード措置についても、WTO協定に整合した形で慎重に運用することを要望する。なお、米国が本年3月5日に決定し、同20日に発動した輸入鉄鋼製品に対するセーフガード措置については、WTO協定整合性の観点から多くの問題点を有していると考えており、米国政府が直ちに本措置を撤廃するよう要望したい。本措置につい

ては、別途WTO紛争解決手続においても引き続き違法性を強く訴え、その最終的な撤廃を実現すべく、関係各国と協力して対応していく。

(2) エクソン・フロリオ条項

エクソン・フロリオ条項(1950年国防生産法第721条)は、国家安全保障を損なうおそれのある直接投資についてレビューし、大統領が必要と認める場合はそのような投資を制限するメカニズムである。日本国政府は、一般に、安全保障理由による規制の重要性については十分理解しているが、同条項については、「国家安全保障」の概念の不明確性などによる投資家の予見可能性の欠如、既に完了した投資についても調査対象となりうることによる法的安定性の欠如、調査開始や大統領決定の理由が当事者にすら開示されないデュープロセスの欠如、などの点で懸念を有しており、本来の目的の程度を越えて、我が国企業の投資活動を阻害するおそれがあることを憂慮している。政府による規制の透明性と予見可能性は、企業が投資を決定する際の大きな要素であると同時に、競争的な企業が公正な環境で活動を行うための条件である。今後の同条項の運用に当たっては、米国政府に対し、WTOルールとの整合性を確保することはもとより、対米外国投資委員会(CFIUS)への通知から大統領の決定に至るまでの過程における透明性及び公平性を最大限確保するための措置を講ずるよう求める。

(3) 特許関連事項

(a) 先発明主義、インターフェアレンス(抵触審査)

米国は、世界で唯一「先発明主義」を採用している。先発明主義の下では、二以上のものが別々に発明を行って各々出願した場合、誰が最先の発明者であるかを決定するインターフェアレンスの手続が行われる。

特許出願人の立場からすると、(イ)先発明者の出現で事後的に特許権者の地位が覆されることがあり得る点で確実性、予見性がないこと、(ロ)インターフェアレンス手続に長期間を要するとともに多大のコストがかかること、(ハ)インターフェアレンスの過程で出願した発明又は特許に含まれたノウハウが漏洩する危険性等の問題がある。また、複数の発明者が独立に同一の発明を行い、かつ、前記発明者のうちの複数に特許が与えられた場合(ダブル・パテント)には、第三者はダブル・パテントを自ら解消する手段を持たないため、各権利者へ重複してロイヤリティーを支払い続ける必要が生じるという意味で、不当な不利益を被る可能性がある。

したがって、国際的にデファクト・スタンダードとなっている「先願主義」へ移行して頂きたい。また、移行までの暫定的措置として、インターフェアレンスの手続の簡素化を要望する。

(b) 例外を設けた早期公開制度

1999年11月に成立した米国の改正特許法によって導入された早期公開制度は、外国に出願されていない米国出願、及び対応外国出願に含まれていない米国出願の内容について、出願人の申請により非公開にできるという例外を設けている。

申請により非公開にされた出願内容は、権利付与後に特許公報が発行されるまで他者に公開されないため、出願明細書に記載された発明と同一の内容について善意の第三者が重複して研究開発投資や事業化投資を行う可能性があり、事業損益の予見可能性の観点から問題が大きい。

また、特許審査が長期化した場合には、その間に開発技術を独自に実用化した第三者が、特許申請中の発明に抵触する商品の市場規模を十分に拡大させた後に特許が成立する可能性があり、莫大なライセンス料を請求されるといういわゆる「サブマリン特許」の問題が生じ得る。

したがって、早期公開制度に設けられている例外規定を廃止し、係属していない出願、秘密指令下にある出願を除くすべての出願について、最先の出願日から18箇月経過後に公開するという1994年の日米合意内容の履行を強く求める。

(c) 再審査制度

米国は、特許権成立後に権利の有効性を再検討する制度として再審査制度を設けており、1999年11月に成立した特許法の改正により、従来の査定系再審査のオプションとして当事者系再審査の制度を導入した。

しかしながら、米国の再審査制度は、再審査請求の理由が先行技術文献の存在を理由とするものに限られ、明細書の実施可能要件不備、明記要件不備を理由とする再審査請求が認められていない。

特に、当事者系再審査は、再審査への第三者の参加機会を拡大させるために新たに設けられた制度であるにもかかわらず、特許を維持する再審査判断に不服で抵触審判部に上訴した第三者請求人は連邦巡回区控訴裁判所への上訴をすることができないなど、実質的に有効とは認めがたい制度となっている。

したがって、再審査制度において、ベストモード要件を除く米国特許法112条のすべての要件不備を再審査請求の理由として認めること、及び当事者系再審査の第三者請求人の連邦巡回区控訴裁判所への上訴を認めることを強く求める。

(d) 単一性を満たさないことによる分割要求

一つの出願に二以上の別の発明が含まれている場合、審査官は発明の単一性（一つの出願には独立した発明が一つだけ含まれる）を維持するために、特許請求の範囲の記載内容を部分的に選択して出願を分割するよう要求を出す。

米国の単一性の判断基準は特許協力条約（PCT）の規定よりも厳しく、PCT経由の米国出願では単一性要件を満たすと認められるものであっても、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権を主張して出願すると単一性違反と判断される場合がある。

複数国へ出願する出願人が、単一性要件について米国特有の基準に合わせた出願準備（特許請求の範囲の検討）を行うことは、実務的に困難である。

分割要求を受けて選択クレームを決定すると、選択されなかったクレームは審査の対象から外されるので、非選択クレームを維持したい場合には、原出願の特許発行前に分割出願する必要がある。分割出願を行うことは出願人に再度の手間と出費

を強いることとなり、大きな負担増加である。

また、他国において単一性を認められる発明が、米国内において複数の出願として存在することは、出願を管理する出願人あるいは特許を維持する特許権者にとって、また特許権への抵触を回避するために特許を監視する第三者にとっても負担となる。

したがって、単一性の要件を緩和することを要望する。

(e) 米国特許法に関連する判例法理「ヒルマー・ドクトリン」

米国特許法では、第119条の規定により、パリ条約第4条の優先権制度を導入している。すなわち、外国における最先の出願日から12ヶ月以内になされた米国出願は、前記最先の外国出願日にされた米国出願と同一の効力を有するとされる。

しかしながら、米国の判例・実務においては、判例により確立された法理「ヒルマードクトリン」に基づき、前記効力のうち、明細書記載事項が先行技術として第三者による後願を排除できる効力の発生日は、最先の第一国出願日までは遡及せず米国出願日までしか遡及しないとされている。

さらに米国を第一国とする出願は、第三者の後願に対して特許法102条(e)と102条(g)の排除効力を有するが、外国出願を優先基礎とする米国出願については、優先期間内の後願を排除する効力は102条(g)のものしか持ち得ない。

日欧などにおいては、外国出願を優先基礎とする国内出願は、最先の第一国出願日まで遡及して、かつ明細書の記載事項全体が後願排除効力を有するのに対して、米国においては同様の待遇が保証されていないことは不平等である。

したがって、ヒルマードクトリンに基づく判例及び実務について、明細書の記載事項全体(whole-contents)が最先の第一国出願日まで遡及して第三者の後願を排除する効力を有するように、改善を要求する。

(4) メートル法

日本国政府は、「強化されたイニシアティブ」の下での日米規制緩和対話及び「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の下での1年目の対話における議論を踏まえ、米国におけるメートル法の採用に関する作業の進捗状況に引き続き強い関心を有してきているところ、米国市場の世界貿易に与える影響の大きさにかんがみ、米国における公共部門及び民間部門において、グローバル・スタンダードであるメートル法(SI単位)の採用を徹底させることを引き続き強く求める。

(5) 再輸出規制

米国の再輸出規制については、日米規制緩和対話・3年目の対話において、我が国より、再輸出に関する外国輸出企業の負担を軽減するための対応として、再輸出規制の運用改善を求める要望を行い、同対話の結果、第三回共同現状報告において、米国政府は一連の改善措置を講ずる旨表明した。しかしながら、これらの措置は未だ実施されていない。

そもそも米国の再輸出規制は、一般国際法上許容されない国内法の域外適用のおそれがある。また、我が国はすべての国際的輸出管理レジームに参加し、かつ大量破壊兵器に係るキャッチ・オール制度も導入し、実効的な輸出管理を行っており、再輸出規制を行わねばならない根拠は乏しいと考えており、同規制の適用から除外するよう要望する。

また、再輸出規制に関する外国輸出企業の負担を軽減するための当面の措置として、米国政府が以下の具体的措置を講ずることを要望する。

- () 関連法の詳細についての日本企業関係者の理解を促進すべく、日本語ウェブサイトを開設する。また、在日米国大使館に輸出管理の専門家を配置するとともに、相談窓口を設置する。
- () 在米の輸出元に対して、我が国の輸入企業が規制の該非判定を行う上で十分な製品情報の提供を行うよう義務付ける。

(6) 時計の関税算定制度及び原産地表示制度

(a) 時計の関税算定制度

日本国政府は、「強化されたイニシアティブ」の下での日米規制緩和対話・2年目及び3年目の対話において、現在米国で行われている時計の部品毎に関税を賦課する方法を廃止し、時計完成品のHS分類6桁ベースで関税率を定めることにより貿易手続の簡素化を図るよう要望した。

2000年夏に終了した米国ITCによる見直しの内容が、我が国政府が1999年に提出した「米国ITCの関税率表の簡素化に関する日本政府提案のコメント」を十分に反映していないことにかんがみ、米国政府に対し、米国ITCの最終報告書を抜本的に見直し、部品毎に関税を賦課していることを改め、HS分類6桁ベースで関税率を定めることにより、貿易手続の簡素化を図ることを改めて求める。

(b) 時計の原産地表示制度

日本国政府は、「強化されたイニシアティブ」の下での日米規制緩和対話・2年目及び3年目の対話において、時計の原産地表示規制を時計完成品のみ適用し、原産地表示方法は刻印、タグ、その他の手段で行い、その手段については製造者(メーカー)の裁量によって行われるようにするよう要望した。

1999年、米国関税率表(HTSUS)が改正されたことにより、ムーブメント及びケース素材表面に直接痕跡をつける“die-stamping”に加え、不滅インク(indelible ink)の使用も認められることが確認された。しかし、「原産地表示を完成品のみとすること、表示方法も製造者(メーカー)の裁量によることとする」との我が方要望を満たす内容ではないところ、原産地表示制度の簡素化を図ることを改めて求める。

2. 制裁法

(1) イラン・リビア制裁法(ILSA法)

「強化されたイニシアティブ」の下での日米規制緩和対話・2年目の対話以来、

及び、本件イニシアティブの下での1年目の対話においても我が方より再三指摘してきたとおり、米国の対イラン・リビア制裁法に基づく制裁措置は、一般国際法上許容されない国内法の域外適用になり得るのみならず、WTO協定との整合性で問題となる可能性がある。我が国は米国政府に対し、従来より様々な機会を捉え、上述の問題点を再三指摘してきたにもかかわらず、昨2001年8月、これらの問題点を孕んだまま同法を5年間延長する法案が成立したことは大変遺憾である。

米国政府が、国際法との整合性を確保しつつ同法を慎重に運用するよう強く要望する。特に、第三国の企業に対する同法の適用は差し控えていただきたい。

1998年5月には第三国の企業3社のガス田開発投資契約につき、同法の適用の除外が決定された。また、上記決定の際に米国行政府から議会に提出された本件適用除外に関する報告書には、EU諸国の企業に対しては、今後類似のプロジェクトの場合には同様の結果となることを見込まれる旨記載されている。その後も他の外国企業による油田・ガス田開発プロジェクトに対しても同法は適用されていない（同法の適用につき「検討中」との位置づけ）。については、上記報告書においてEU諸国の企業に与えられている扱いと同等のものが、日本企業にも保証されるようにしていただきたい。

（2）ヘルムズ・バートン法（対キューバ制裁法）

本件イニシアティブの下での1年目の対話において我が方より指摘したのみならず、関連する国連総会決議でも指摘されているとおり、ヘルムズ・バートン法に基づく制裁措置は、一般国際法上許容されない国内法の域外適用になりうるのみならず、WTO協定に掲げる貿易自由化原則に反するおそれがある。

米国政府が本年7月16日、同法第3章の実施停止期間を6ヶ月再度延長することを決定したことは評価できるが、引き続き、国際法との整合性を確保しつつ同法を慎重に運用していただきたい。特に、第三国の企業に対する同法の適用は差し控えるよう強く要望する。

（3）州レベルの制裁法

2000年6月19日のマサチューセッツ州ミャンマー制裁法に対する連邦最高裁における全員一致での違憲判決は、個々の州の通商関連立法に伴い民間企業が直面する参入障壁の除去につながる意味で評価される。これを受け、日米規制緩和対話の下での4年目の対話、及び、本件イニシアティブの下での1年目の対話においても、米国側より、連邦政府は連邦の外交政策と整合的でない地方レベルの制裁法が依然として存在する地方政府との接触の努力をしてきている旨の説明を受けているところ、州知事、州司法長官及び州政府調達官との共同の作業を含め、かかる努力の具体的成果・進捗状況につき改めて教示いただきたい。

また、米国連邦政府は、全ての州・地方政府に対し、上記判決を指針として、地方レベルでの制裁法は連邦の外交政策と整合的でなくてはならない旨、日本国政府が地方レベルでの政府調達に関する制裁法について民間企業が被る事業機会の喪失の観点から引き続き懸念を持っている旨、及びWTO政府調達協定の適用対象とな

る地方レベルでの政府調達に関する法令については同協定との整合性が確保される必要がある旨の文書を発出する等の具体的な行動をとっていただくよう引き続き要望する。

3. 流通

(1) 海事分野等におけるテロ対策の取り組み

米国が推進している、二国間のコンテナ・セキュリティ・イニシアティブ(CSI)やAPECにおけるスター・イニシアティブをはじめとするコンテナ・セキュリティの強化等による海事分野等におけるテロ対策の取り組みについては、日本国政府としてもその重要性を認識しているところであり、基本的に支持する。ただし同時に、円滑な貿易の確保にも配慮することを求める。

米国議会で現在審議されている海事保安法案については、仮に同法案が成立した場合には、同法の運用が、国際海事機関(IMO)、国際労働機関(ILO)等の国際機関における取り組みと整合性を保ち、適正な貿易を阻害することのないよう要望する。

米国関税庁が提案している船積み24時間前までのマニフェスト提出に関する連邦規則(2002年8月8日付け米国官報掲載)については、同規則の施行により、マニフェストの提出に関して関係事業者に過大な負担を強いることのないよう要望する。

CSIについては、CSIに参加している港からの貨物の輸出に過大なコストを要したり、また、一方、非参加港が参加港に比べ極めて不利な立場に置かれ、港の間で物流に影響が生じるなど、適正な貿易が阻害される事態が生じないよう配慮されたい。

(2) 輸入通関時間調査

APEC等における貿易円滑化検討の際に通関所要時間は重要な指標の一つと認識している。米国政府は世界税関機構(WCO)が開発したガイドラインに基づく通関所要時間調査実施検討をより一層進め、その具体的実施時期について明示するよう要望する。

(3) 1920年商船法(ジョーンズ法)

(a) 1920年商船法(ジョーンズ法)第19条(1)(b)により、外航海運に影響を与える規則を策定する権限が、米国連邦海事委員会(FMC)に対して与えられている。

FMCは、1997年9月に我が国船社に対し一方的制裁措置を発動し、1999年5月に撤回したものの、引き続き日米船社に対して我が国港湾の状況をFMCに報告するよう要求している。当該制裁措置の根拠となったFMC規則(同規則は1999年5月に撤廃された。)は、相手国船舶に対する最恵国待遇、内国民待遇の付与等を規定した日米友好通商航海条約に違反するものであった。

連邦政府として、FMCに対する働きかけを強化する等により、このような一方

的制裁措置が今後行われることがないよう確保することを求める。

(b) F M C は、同規則の撤廃後、我が国船社及び米国関係船社に対し、我が国の港湾事情の改善状況について引き続きレポートを求めている。

我が国の港湾事情については、事前協議制度の大幅な改善実現、港湾運送事業法改正による需給調整規定の撤廃の結果、新規事業者の参入実現、港湾の364日24時間フル・オープン化の実現等、関係者による取り組みの成果が現れてきているところである。このような進展に対するF M Cの正しい認識を強く求める。

このような我が国の港湾事情の大幅な改善にもかかわらず、昨年8月、F M Cは、新たなオーダーにより、レポートの記載事項を増やすと共に、対象となる船社の範囲を拡大した。当該オーダーには、直接日本船社に日本の法令及び通達の提出を求めるなど、船社に提供を求めることが適当と考えられる範囲を逸脱するものであり、船社にとって不当かつ過大な負担となった。

仮にF M Cが、上述のような日米友好通商航海条約に違反する一方的な制裁措置を今後課すか否かについての判断をするためにレポートの範囲を拡大したのであれば、遺憾である。この場合、当該オーダーがF M Cの権限の乱用に当たる重大な問題と認識している。

以上のことから、日本国政府としては、レポートの提出の根拠となるオーダーを撤回するよう強く求める。

(4) 新運航補助制度(MSP)の廃止

毎年1億ドルの運航補助を10年間にわたって実施するという巨額の補助金の投入が、国際海運市場における自由かつ公正な競争条件を歪曲することは明らかであることから、同プログラムの廃止を要望する。

(5) アラスカ原油輸出禁止解除法を含む各種貨物留保措置の撤廃

商船貨物であるアラスカ原油輸出について、米国船籍船使用の義務付けに代表される各種の貨物留保措置は、内国民待遇の原則に反する保護主義的性格が強いものであり、交渉期間中は新たな保護主義的措置を導入しないとするWTO海運継続交渉に関する閣僚決定にも反するので撤廃を要望する。

(6) 1998年外航海運改革法に基づく一方的規制の防止

同法には、我が国を含む外国海運企業と米国海運企業を差別し、その運賃設定のあり方(Price Practice)等について一方的な規制を可能とする規定が含まれている。そもそも運賃設定のあり方は、商業ベースの自由な海運活動の基本であり、F M Cが一方的にその規制を行うことは、自由な海運活動への介入及び外国海運企業のみに対する差別的介入にほかならない。1998年同法の改正によりことさら運賃設定のあり方に対する介入が明文化されたところ、今後F M Cがマーケットの実情を無視して我が国を含む外国海運企業による商業ベースでの海運活動を一方的に規制することのないことを確約されるよう要望する。

4．競争政策

司法省は、競争政策の積極的な促進の観点から、現存する連邦反トラスト法の適用に関する制限及び除外に係る適切な対象範囲について、引き続き、見直し及び意見表明を行い、かつ、存在に合理性のない制度については廃止されたい。また、州レベルでの反トラスト法適用除外制度についても、連邦政府は、その見直しのための協力を積極的に進められたい。さらに、こうした一連の作業に係る公表文書を、日本国政府にとって入手可能にするとともに、これらの作業に関する進捗状況について教示いただきたい。

5．法律サービス及びその他法律関連事項

(1) 外国弁護士受入れ

(a) 外国弁護士受入れの全州への拡大

米国においては、外国弁護士を受け入れている州は24の州・区に過ぎず、その他の州においては、外国弁護士が開業することが許されていない。かかる現状は、米国内における多様な法律サービスの提供を制限するものである。日本国政府は、米国政府が、全ての州が外国弁護士についての規則を採用することを引き続き支持していることを、国際ビジネスの促進等の観点から歓迎しており、外国弁護士受入れを全州に拡大するため、米国政府の更なる積極的な行動を求める。

(b) 外国弁護士受入れ要件としての職務経験期間の短縮

外国弁護士受入れ制度を設けている州・区においても、確認されている限りでは、すべての州・特別区が職務経験要件の制度を設けている。多くの州ではその要件を5年以上としており、米国では外国弁護士が開業する際の障壁となっている。日本の外国弁護士受入れ制度においては、職務経験期間は3年で足りるとされている。外国弁護士受入れの要件とされる職務経験年数を短縮し、全ての州において3年とするため、米国政府は、各州政府に申し入れをするなど所要の措置を採られたい。

(c) 外国弁護士受入れ要件としての申請直前要件の廃止

外国弁護士受入れ制度を設けている州・区において要件とされている職務経験期間に関して、確認されている限りでは、申請直前の職務経験のみが算入できるとされている。かかる直前要件は、日本の外国弁護士受入れ制度では課されていない。外国弁護士受入れ要件としての職務経験期間を申請直前の職務経験に限定しないものとするため、米国政府は、各州政府に申し入れをするなど所要の措置を採られたい。

(d) 外国弁護士受入れ要件としての第三国における職務経験期間の参入

外国弁護士受入れ制度を設けている州・区のうち、第三国における職務経験の算入を認めていることが確認されているのは2州（ニューヨーク州及びインディアナ州）に過ぎない。日本の外国弁護士受入れ制度においては、平成10年の法改正後、

第三国において法律事務を行う業務に従事した期間も算入できるようになっている。外国弁護士職務経験地について、全ての州において第三国における職務経験を算入できるようにするため、米国政府は、各州政府に申し入れを行うなど所要の措置を採らりたい。

(e) その他

米国政府は、日米規制改革及び競争政策イニシアティブ・第一回報告書において、「法律サービス分野の問題について全米法律家協会（ABA）と引き続き議論を行う。」「ABAに対し、外国法コンサルタントについての規則に関する日本国政府の要望内容を通報した。」としている。そこで、我が国の上記要望について、米国政府がこれまでにABAとの間で行った対話、議論の具体的内容、進展状況及びABAの反応等について明らかにされたい。

(2) 製造物責任 (Product Liability) 法

米国における製造物責任 (Product Liability) 法は、米国で活動する我が国企業のみならず米国企業にとっても過大な負担となっている。米国連邦政府が、不法行為法改革の一環として、各州で進められている製造物責任の緩和を支持し、連邦レベルにおいても、既に連邦法案の議会提出などの形で試みられている賠償額の一定の制限や時効の短縮などの製造物責任の緩和に向けた動きを推進することを求める。

6. 領事事項

(1) 社会保障番号 (SSN)

1996年2月の米国社会保障局の規則改正により、労働許可ビザを持たない外国人の居住者には社会保障番号 (SSN) が発行されないこととなったが、運転免許証やクレジット・カードの発行、銀行口座の開設、住居の賃貸契約等の際には、原則として社会保障番号の提示が求められるため、日本人駐在員の扶養家族が不利益を被るケースが依然として存在する。社会保障局は、()合法的滞在者がSSNを取得できるよう規則を改正していただきたい。それが早急には困難な場合には、当面の措置として、()民間企業に対し、SSNの発行の制限に関する規則改正につき周知徹底し、SSNを取得していない合法的滞在者が差別的な扱いを受けないよう指導するとともに、()州政府に対して、SSNを取得していない合法的滞在者が利用できる具体的な代替的身分証明手段に関するガイドラインを早急に提示し、各州の実施状況を監督することを検討していただきたい。

(2) 滞在許可証 (I-94)

本件イニシアティブの下での1年目の対話において、我が方より再三指摘したとおり、I-94の延長申請制度は正常に機能していないために、合法的滞在者に不当な負担を課しており、抜本的改善が必要である。本件イニシアティブの第一回報

告書において、「米国政府は、移民帰化局が延長手続に係る全米一律の標準処理期間の設定につき引き続き検討することを求める日本政府の要望に留意した」と明記されているところ、それを受け、米国政府はいかなる具体的検討を行ってきたのか、また、今後行っていくのかにつき教示願いたい。さらに、「強化されたイニシアティブ」の下での日米規制緩和対話・第四回共同現状報告において、「移民帰化局は - 9 4 の延長申請を期限切れの一年前から受け付けることを可能とする措置を検討する」と明記されているところ、その具体的検討状況を教示願いたい。

(3) 運転免許証

- 9 4 や S S N 等の要件により、運転免許証の新規取得や更新に際して、困難に直面する合法的滞在者の要請に対応するため、社会保障局が引き続き日本国政府と議論を継続し、必要な情報提供を行うことを求める。実態的には、多くの州において相当の改善が見られるものの、S S N を取得できない合法的滞在者である日本人駐在員の扶養家族が運転免許証を取得できない事例も依然として報告されている。米国政府は、州政府等の関係機関に対し、S S N を保持していなくても運転免許証の取得が可能となっている現行の制度及びその運用のあり方を周知徹底するよう働きかけられたい。

7. 建設紛争におけるクレーム解決の円滑化

米国の建設プロジェクトでは、関係者間のクレームの解決のために相当の時間と手間がかかり、弁護士費用等のコストが請負企業の事業採算を悪化させる場合が少なくない。また、クレーム事案の解決においては、本来議論されるべき技術的妥当性以外の内容が問題となることが多く、また、特に公共事業の場合にクレームの処理が長期化する状況となっている。

日本企業も米国の建設プロジェクトにおいてクレームを受け、又は必要なクレームを行っているが、工期の遅れを避けるためにも、当事者間の合意により協議の場をあらかじめ設置したり、技術的な妥当性を判断できる第三者組織をあらかじめ調停役に定めておくなど、できるだけクレームが合理的かつ迅速に処理されるような環境整備のために米国政府として積極的に取り組まれるよう要望する。

電気通信

(1) 無線局免許に対する外資規制

米国は、連邦通信法第 3 1 0 条において、無線局免許における直接投資 2 0 % の規制を維持している。このため、例えば、我が国事業者が衛星を利用した米国との国際通信サービスを提供するに当たり、米国に設置された地球局の無線局免許を取得しようとしても不可能であり、柔軟なネットワーク構築が困難となっている。

日本国政府は、米国政府が、連邦通信法第 3 1 0 条に掲げられた電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局免許について、我が国と同様に外資規制を撤

廃することを引き続き要望する。

(2) 外国事業者等の米国市場参入に関する審査基準

連邦通信法 214 条及び 310 条(b)(4)に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての審査基準のうち、「通商上の懸念」及び「外交政策」との基準は、電気通信政策と関係ない事項を理由とした認証・免許付与拒否も可能とするものであり、米国政府はこれらの基準を撤廃されたい。

また、「競争に対する非常に高い危険」という基準については、発動に当たっての運用基準を明確にし、公表されたい。

さらに、47CFR Part 63にある国際サービスを提供する事業者への支配的事業者規制の適用に当たっての運用基準を明確にされたい。

(3) 州レベルの規制

米国では、事業者に対して、サービスを行っている州の政府への収益実績等の報告が義務付けられているが、その報告様式は州ごとに異なっている。多数に及ぶ州政府に対してそれぞれ異なる様式による報告を行うことは事業者にとって過度の負担となっている。

米国政府は、州ごとに異なる収益実績等の報告による事業者の過度の負担を解消するために、全米公益事業委員協会(NARUC)に対し、報告様式の簡素化及び統一化の措置が採られるよう積極的に働きかけられたい。

(4) アクセス・チャージ

FCCは、州際アクセス・チャージが、常に最新のLRICモデルにより算定される範囲内にあることを確保されたい。また、米国政府は、州内市外アクセス・チャージの算定にLRICモデルを導入し、州際アクセス・チャージと州内市外アクセス・チャージとの格差を解消あるいは縮小されたい。

(5) 商用衛星に係る輸出許可及びTAA許可等の処理手続

米国による商用衛星の輸出に係る権限が1999年3月に商務省から国務省に移管され、商用衛星に係る輸出及び技術情報移転について国務省の許可が必要になった。これ以来、我が国の衛星通信事業者が自ら発注した衛星の技術情報を得るのに長期間を要する状態が続いており、衛星打ち上げ計画への影響に関し、我が国の衛星通信事業者の将来にわたる懸念となっている。

米国政府は、商用衛星に係る輸出許可及びTAA許可等の処理に要する期間をさらに短縮されたい。

インターネットの普及、デジタル技術の発展により、著作物が国境を越えて自由に流通するようになった現在、国際的に調和のとれた著作権及び著作隣接権の保護が必要となっている。

そのような見地から、日本国政府として、米国政府が、利用可能化権、生の実演に係る権利、人格権、ビデオゲームに係る貸与権、放送機関、固定されていない著作物といった保護が必ずしも十分ではない事項について、明確かつ確実に保護することを要望する。

．エネルギー

現在、米国議会においては、公益事業持株会社法（PUHCA）の廃止を含む包括エネルギー法案が審議されていると承知しており、日本国政府としてもこれを歓迎するところであるが、未だ成立に至っていない。米国における事業者のリスクと負担を軽減し、エンロン社の破綻に始まった一連の問題における教訓を踏まえつつ、米国全体に活力ある電力市場を実現するため、連邦政府の主導により、以下の措置を可能な限り迅速に実施することが有益である。

（１）連邦・州の規制の二重構造や州毎に異なる規制の改善

米国では、電力に関して、連邦政府と州による双方の規制が課せられており、参入をしようとする際に、連邦の規制とは別に州ごとの規制を検討する必要がある。実際に自由化の範囲や形態が州によって異なるなど、事業者の円滑な事業展開を阻害している例が見られる。卸市場に関わる権限については連邦（連邦エネルギー規制委員会（FERC））、小売市場に関わる権限は州（公益事業委員会）に分離された状態に変化は見られない。

また、州により小売自由化実行の有無及び自由化スケジュールが明示されておらず、小売市場に参入する際の事業展開の障害となっている。

外国事業者に円滑な事業展開を可能にする観点からも、規制の二重構造や各州により異なる規制について、より一層改善するための措置を迅速にとることを要望する。

さらに、環境関連規制に関しては、新規の発電所や送配電線網の建設が現実的に不可能であるほど厳しい場合は、これを緩和する必要があると考える。

（２）公益事業持株会社法（PUHCA）の廃止

公益事業持株会社法の規制に関しては、1992年のエネルギー政策法（EPA）において、卸発電事業者については適用除外となったが、小売事業者に関しては適用除外とされておらず、複数の州で活動する場合に煩雑な認可手続き等を課すことでその活動の妨げとなっている。よって米国政府が、PUHCAの廃止を盛り込んだ2002年エネルギー政策法案を早期に成立させるよう努力することを要望する。

(3) 公営事業のあり方

電力市場における競争の進展に伴い、公営の事業体のあり方について検証が行われるべきである。エジソン電気協会年次統計によれば、米国における発電設備の23%が、連邦営を始めとする公営事業体によるものとなっている。オープンアクセスの確保について、2002年エネルギー政策法案により措置されることは有益であるが、自由化された競争市場において公正な競争を確保する観点から、公営事業体の民営化の促進などの改善策を要望する。

(4) 標準市場設計 (S M D) について

2002年6月の首脳への報告書の米側措置においては、FERCが推進するSMDについて言及されている。FERCは7月末、SMDについての提案されたルール設定に関する告示 (N O P R) を公表したが、この設計はニューヨークISO (独立系統運用機関) の設計に極めて類似したものである。このニューヨークISOの卸市場では、供給力確保義務や地点別価格などの仕組みを入れているが、必要な電源設備がこのような措置により十分建設されているのか検証が必要である。SMDを全米で展開する場合には、協調のとれた発電・送電設備の確保に配慮した制度設計を実施することを要望する。

(5) 市場規制方針の明確化

FERC内に市場監視・捜査局 (Office of Market Oversight and Investigations) を設置する等競争市場に対する規制を強化する方向にあるが、監視方法や価格設定の適否に関する判断基準等が不明確なために事業予見性を損ない、発電所建設計画のキャンセルが相次ぐことが危惧される。米国規制当局は、早急に市場に対する具体的な規制方針を明確化していただきたい。

(6) 卸市場での上限価格 (プライスキャップ)

いくつかの州では、電力の卸市場において上限価格を設定している場合があり、事業者が投下した費用を回収する際の障害となるおそれがある。卸市場での上限価格を設定する際には、事業者にとって投下費用の回収が容易であるとともに円滑に事業計画を立てられるよう、事業者の予測可能性に十分に配慮した方法を採用すべきであり、上限価格により需要に対する価格シグナル効果が減じられることも考慮すべきである。また、連邦エネルギー規制委員会 (F E R C) の標準市場設計 (S M D) N O P R が提案する全米統一または東西地域別等広範囲に適用する上限価格については、安定した送電網の運用のために稼動が必要な電源を特定し、その電源からの供給に当たっては上限価格を設定することだが、その電源の特定を客観的・統一的基準に基づいて行うことは困難であると考えられるため、プライスキャップについて再検討すべきであると考ええる。

(7) 電力取引市場の正常化

エネルギー市場の自由化に伴い、実際の生産・流通過程に関与せず、専ら金融取引による裁定取引を行う投機的事業者が増大し、エンロン社等の事業者による市場操作や会計操作により、市場に対する信認を著しく失墜させた。

電力取引市場を正常化させるため、投機的取引の制限、市場支配力行使による弊害防止等のための施策を検討するよう要望する。

(8) エネルギー・デリバティブに関する会計処理方式の信頼度向上

エネルギー・デリバティブの会計処理において、米国では時価評価方式が採用されているが、その評価を行う際の鍵となる電力価格の将来予測については、標準化した先物商品がほとんど存在しないため不透明感が払拭できない。極論すれば、恣意的な将来予測を行えば、デリバティブの時価評価を押し上げて利益を水増しすることも可能である。

については、電力市場の信頼回復のため、このような行為を防止するための措置を講じることを希望する。

・ 医療機器・医薬品

(1) 医薬品・医療用具のGMP相互承認の推進

厚生労働省とFDAは、2000年12月に医薬品GMPの査察報告書及び関連の情報を交換していくという協力関係について書簡を交換したところであるが、この協力関係を一層推し進め、製造品質管理の確認に関する事務が効率化し、米国にとっても日本の米国向け輸出業者に対する査察の負担を軽減する「医薬品GMP相互承認」に向けて両国政府間の更なる実質的な協議を開始したい。医療用具GMPについても同様に相互承認に向けて更なる実質的な協議を開始したい。

(2) GCP相互承認

承認申請資料のGCP適合性の確認に関する事務が効率化され、新薬承認のための審査期間短縮にもつながる「GCP相互承認」に向け、GCP査察に係る情報交換を更に進め、両国政府間の実質的な協議の開始を目指したい。

(了)